

滋賀県若年性認知症支援者見える化事業実施要項

1. 目的

若年性認知症は 65 歳未満の方が発症する認知症であり、県内で約 390 人いると推計されている。

本県では、若年性認知症者に対応したサービスを提供している事業所や受入れ実績のある事業所等は増えているものの、若年性認知症者やその家族に知られておらず、関係機関の中でも十分把握されていない現状がある。

そこで、若年性認知症の方や、家族、関係機関が相談・支援にアクセスしやすい環境を整備するため、若年性認知症の支援体制に関して一定の要件を満たした事業所について、関係機関への情報提供や県ホームページでの公開等により支援者の見える化を図ることを目的に実施する。

2. 実施主体

滋賀県

3. 事業内容

若年性認知症の支援体制に関して一定の要件を満たした事業所を公開する。

4. 対象事業所の要件

若年性認知症者への支援を提供する県内の事業所であり、以下（１）～（２）の要件を満たす事業所を対象とする。

（１）若年性認知症者の受け入れが可能

（２）必要に応じて若年性認知症支援コーディネーターとの連携等により、若年性認知症者に対して適切な支援が提供できる。

5. 参加事業所の公表について

（１）公表方法

県ホームページ、県から関係機関への通知

（２）公表内容

事業所名、所在地、連絡先、サービス種別等

（３）情報の更新

県は、原則毎年度、参加事業所の参加継続の意思確認および情報を更新する。

（参加初年度の事業所の確認は実施しない）

6. 申込み手続

別紙様式に必要事項を記入し、別途定める期限までにメールまたは FAX、郵送により滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課あて提出する。

7. 提出先（問合せ先）

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係

〒520 - 8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL : 077 - 528 - 3522 FAX : 077 - 528 - 4851

E-mail : ninchisyo@pref.shiga.lg.jp

附則 この要項は平成 29 年 7 月 19 日から施行する。

附則 この要項は平成 30 年 5 月 9 日から施行する。

附則 この要項は平成 31 年 4 月 18 日から施行する。

附則 この要項は令和 3 年 7 月 13 日から施行する。

附則 この要項は令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

附則 この要項は令和 5 年 5 月 24 日から施行する。

附則 この要項は令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この要項は令和 7 年 5 月 1 日から施行する。